

平成23年
12月から

公的年金担保融資が変わります



平成22年12月の政府の決定に基づき、貸付限度額の引下げなどにより、お客さまにとって必要な資金をご融資し、無理のないご返済となるようにするため、年金担保融資制度の取扱いが変わります。

取扱変更の内容

● 融資限度額が下がります。

年間の年金支給額の1.2倍以内から1.0倍以内となります。

● 返済額に上限が設けられます。

返済額については、1回の年金支給額の範囲で1万円単位の指定額としていたところを1回の年金支給額の1/2以下とし、半分以上をお手元にお戻しします。

● 資金用途区分が変わります。

これまでの資金用途区分が変更となり、「保健医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「冠婚葬祭」、「教育」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「臨時生活資金」となります。なお、「臨時生活資金」については、融資上限額が100万円となります。

● 生活保護に関する年金担保融資の利用制限が強化されます。


これまで、生活保護制度上の取扱いとして、保護受給中の方の年金担保融資の利用を認めず、年金担保融資を利用している方（返済期間中）について、原則として保護を適用しないこととなっています。

今回、これに加え年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことがある方で、保護廃止後5年を経過していない方についても年金担保融資をご利用いただけないこととなります。

お申込み・お問合せ先

「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示されている金融機関

※ゆうちょ銀行、農協等ではお取り扱いしていません。

 独立行政法人福祉医療機構

年金貸付部 年金貸付課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス10階

TEL 03-3438-0224 FAX 03-3438-9962 ホームページアドレス <http://hp.wam.go.jp/>